告示

○総務省告示第八号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第二十六条第一項の規定に基づき、周波数割当計画（平成二十四年総務省告示第四百七十一号）の一部を次のように変更する。

平成二十七年一月二十七日

総務大臣　山本　早苗

第４の表に次のように加える。

3480MHzを超え3600MHz以下

○総務省告示第九号

次の無線設備の機器は、電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第三十七条に規定する無線設備の機器の検定に合格したので、無線機器型式検定規則（昭和三十六年郵政省令第四十号）第八条第一項の規定に基づき告示する。

平成二十七年一月二十七日

総務大臣　山本　早苗

法第37条第４号の機器（船舶自動識別装置）

合格者の氏名又は名称	機器の名称	検定番号	型式検定合格の年月日
日本無線株式会社	ＪＨＳ－183型船舶自動識別装置	ＡＩＳＳ４ＮＭ156.025／162.025Ｆ１Ｄ241／481－４	ＡＩＳ14001　平成26年12月11日

○総務省告示第十号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第三十八条の五第二項の規定により、登録証明機関として登録したＳＧＳアールエフ・テクノロジー株式会社から登録証明機関の住所の変更の届出があったので、同条第三項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成二十七年一月二十七日

総務大臣　山本　早苗

一　変更後の住所

神奈川県横浜市都筑区北山田三丁目五番二三号

二　変更年月日

平成二十七年一月一日

○法務省告示第六十号

外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法（昭和六十一年法律第六十六号）第七条の規定に基づき、次の者に対し、インドにおいて弁護士に相当する資格を取得している者として外国法事務弁護士となる資格を承認した。

平成二十七年一月二十七日

法務大臣　上川　陽子

氏名　パヴィトラ・ナトラジャン・アイヤル

生年月日　千九百七十九年四月十一日

○外務省告示第二十二号

昭和四十八年三月三日にワシントンで作成された「絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約」（以下「条約」という。）附属書Ⅲは、条約第十六条の規定に従い、次のように改正され、その改正は、平成二十七年二月五日に効力を生ずる。

（平成二十六年十一月七日付け条約事務局通告）

平成二十七年一月二十七日

外務大臣　岸田　文雄

附属書Ⅲ

植物界まめ科（アフロルモシア、パナマ・ローズウッド、ブラジリアン・ローズウッド、レッドサンダー）の「ダルベルギア・ダリエネンスィス(#2)（パナマの個体群に限る。）（パナマ）」の前に「ダルベルギア・カリュキナ(#6)（グアテマラの個体群に限る。）（グアテマラ）」及び「ダルベルギア・クビルキトゼンスィス(#6)（グアテマラの個体群に限る。）（グアテマラ）」を、「ダルベルギア・ダリエネンスィス(#2)（パナマの個体群に限る。）（パナマ）」の次に「ダルベルギア・グロメラタ(#6)（グアテマラの個体群に限る。）（グアテマラ）」を、「ダルベルギア・トゥクレンスィス(#6)（ニカラグア）」の前に「ダルベルギア・トゥクレンスィス(#6)（グアテマラ）」を加える。

○外務省告示第二十三号

クウェート国政府は、「千八百九十六年五月四日にパリで補足され、千九百八年十一月十三日にベルリンで改正され、千九百十四年三月二十日にベルヌで補足され並びに千九百二十八年六月二日にローマで、千九百四十八年六月二十六日にブラッセルで、千九百六十七年七月十四日にストックホルムで及び千九百七十一年七月二十四日にパリで改正された千八百八十六年九月九日の文学的及び美術的著作物の保護に関するベルヌ条約」の加入書を平成二十六年九月二日に世界知的所有権機関事務局長に寄託した。よって、同条約は、平成二十六年十二月二日にクウェート国について効力を生じた。

（平成二十六年九月二日付け世界知的所有権機関事務局長回章）

平成二十七年一月二十七日

外務大臣　岸田　文雄

○外務省告示第二十四号

マダガスカル共和国政府は、平成八年十二月二十日にジュネーブで作成された「実演及びレコードに関する世界知的所有権機関条約」の加入書を平成二十六年十一月二十四日に世界知的所有権機関事務局長に寄託した。よって、同条約は、平成二十七年二月二十四日にマダガスカル共和国について効力を生ずる。

（平成二十六年十一月二十四日付け世界知的所有権機関事務局長回章）

平成二十七年一月二十七日

外務大臣　岸田　文雄

○外務省告示第二十五号

マダガスカル共和国政府は、平成八年十二月二十日にジュネーブで作成された「著作権に関する世界知的所有権機関条約」の加入書を平成二十六年十一月二十四日に世界知的所有権機関事務局長に寄託した。よって、同条約は、平成二十七年二月二十四日にマダガスカル共和国について効力を生ずる。

（平成二十六年十一月二十四日付け世界知的所有権機関事務局長回章）

平成二十七年一月二十七日

外務大臣　岸田　文雄

○農林水産省告示第百六十五号

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和二十五年法律第百七十五号）第十九条の十において準用する第十七条の三第一項の規定によりサーティーウッドテクニカルセンターに係る一般材、押角、耳付材、合板（航空機用のものを除く。）及び床板についての同法第十九条の十において準用する第十七条の二第一項の登録が、平成二十六年十二月二十一日限り、その効力を失ったので、同法第十九条の十において準用する第十七条の三第五項の規定に基づき公示する。

平成二十七年一月二十七日

農林水産大臣　西川　公也

○農林水産省告示第百六十六号

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和二十五年法律第百七十五号）第十九条の十において準用する同法第十七条の二第一項の規定に基づき、次のとおり登録外国認定機関の登録を更新したので、同法第十九条の十において準用する同法第十七条の三第二項において準用する同法第十七条の二第三項の規定に基づき公示する。

平成二十七年一月二十七日

農林水産大臣　西川　公也

一　登録更新年月日及び登録更新番号

平成二十六年四月二十一日　第三号

二　登録外国認定機関の名称及び住所

ビーシーエス・エコ・ギャランティー・ジーエムビーエイチ　ドイツ　ニュルンベルグ市　マリエントルグラベン三―五

三　登録外国認定機関が認定を行う農林物資の種類

有機農産物、有機加工食品、有機飼料及び有機畜産物

四　登録外国認定機関が認定を行う区域及び認定を行う登録外国認定機関の事業所の所在地

(1)　認定を行う区域

外国

(2)　認定を行う事業所の所在地

ドイツ　ニュルンベルグ市　マリエントルグラベン三―五